

大阪医科薬科大学 薬学部及び大学院薬学研究科における学費納入に関する 取扱規程

(平成27年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）学則、本学大学院学則、本学薬学部規程、本学薬学部薬科学科規程及び本学大学院薬学研究科規程に基づき、薬学部及び大学院薬学研究科における学費の納入に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(学費の納入及び期限)

第2条 学費の納入は、本学学則別表、本学薬学部薬科学科規程別表4及び本学大学院学則別表に基づく金額を2期に分けて行うものとし、各期の納入額はその年額を等分した相当額とする。

2 学費の納入期限は、次のとおりとする。ただし、最終日が銀行の休業日にあたる場合は、その直前の営業日を納入期限とする。

前期 4月30日

後期 10月31日

3 前項にかかわらず、入学を許可された者の学費の納入については、本学学則第15条及び本学大学院学則第20条に基づき、当該年度前期分を入学手続時に納入しなければならない。ただし、本学卒業生又は修了生が大学院に入学する場合の学費の納入については、これを適用しない。

(納入方法)

第3条 学費の納入は、すべて銀行振込にて行うものとする。

(延納)

第4条 在学中で、学費を納付期日までに納付することが経済的事実等により困難と認められる者については、延納を許可することがある。ただし、前期は9月30日、後期は3月31日を超えることはできない。

2 国費外国人留学生については、独立行政法人日本学生支援機構から教育費が支給されるまでの間、学費（新入学生が納付すべき前期分学費を含む。）の徴収を猶予する。

3 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免対象者の学費納付期日については、別に定める。

(休学者の学費、在籍料)

第5条 休学期間中（新入学生の前期を除く。）は学費を免除（月割）する。ただし、薬学部学生については、本学薬学部規程第21条第4項及び本学薬学部薬科学科規程第21条第4項に定める在籍料を納付しなければならない。

2 前項において、指定された期間内に在籍料を納付しない者については、本学学則第30条第1項第4号の規定を準用し、除籍する。

(留年者の学費)

第6条 留年した年度及びその前年度を休学していない薬学部留年者のうち、次の各号の一に該当する者については、授業料の半額（最終学年の場合は学費の半額）を免除する。

- (1) 必修科目及び選択必修科目の未修得科目が5科目以下で留年した1年次生（ただし、令和3年度以降入学生に限る。）
- (2) 基礎教育科目の選択科目を4単位以上修得しており、必修科目及び選択必修科目の未修得科目が5科目以下で留年した2年次生（ただし、令和3年度以降入学生に限る。）
- (3) 必修科目及び選択必修科目の未修得科目が5科目以下で留年した3年次生（ただし、令和3年度以降入学生に限る。）
- (4) 基礎教育科目以外の選択科目を3単位以上（ただし、平成27年度から令和2年度入学生は4単位以上、平成24年度から26年度入学生は6単位以上）修得しており、必修科目及び選択必修科目の未修得科目が5科目以下（ただし、平成26年度以前入学生は7科目以下）で留年した薬学科4年次生
- (5) 薬科学科4年次生
- (6) 薬学科6年次生

(既納の学費の返還)

第7条 既納の学費は、これを返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを返還する。

- (1) 入学許可を得た者が、定められた期日までに入学辞退を申し出た場合
- (2) 学費を納付した者が、学期の始め又は途中で休学し、学費の免除が認められた場合
- (3) 学費の過払い等があり、返還することが認められた場合

(学費の減免)

第8条 学生又は当該学生の学資を主として負担している者が、災害等やむを得ない事由により学費の納付が困難になったときは、学費の全額又は一部を免除することがある。

2 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等の減免については、別に定める。

(除籍)

第9条 学費について、当該納入期限経過後督促してもなお未納の場合には、本学学則30条第1項第4号に基づき除籍処分とする。

2 除籍処分となった場合には、当該学費未納学期は在籍期間として認めない。

(除籍取消)

第10条 学費未納により除籍となった者が、除籍日となった当該月内に限り、未納分学

費を納入して除籍取消を希望した場合には、薬学部教授会の議を経て学長は除籍処分を取り消すことができる。

(所 管)

第 1 1 条 この規程に係る事務は、薬学総務部管理課、薬学学務部学生課、薬学学務部教務課が分担して行う。

(雑 則)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、薬学部及び大学院薬学研究科の学費納入に関する事項並びに入学検定料等は、必要に応じて別に定める。

(改 廃)

第 1 3 条 この規程の改廃は、薬学部教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

(中 略)

附 則

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程において、令和 3 年 4 月 1 日に大阪薬科大学から薬学部並びに大学院薬学研究科に転入学した学生の入学年度については、大阪薬科大学に入学した年度を入学年度として取り扱う。